

別添 1 - 1

「新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（仮称）」 の素案に対する県民意見等と県の対応

- 県民意見等の提出者数：42名（個人・団体）
- 県民意見等の件数：79件
- 意見の反映状況：
 - I 反映したもの II 一部反映したもの III 既に記述済みのもの
 - IV 今後の検討課題とするもの V その他記述を変更しなかったもの

<制度全般>

No.	県民意見等	県の対応	
			反映状況
1	条例の素案のとおり対応することについて、特に問題はない。（同様の意見27件）	条例の素案を基本として条例案を作成します。	III
2	都市の規模・構造、資本の成熟度も異なる状況の中で、画一的な商業に対する立地規制により中心市街地活性化を図ろうとすることは、現状において既に進んでいる都市間格差を更に拡大させ、地方の創意工夫ある努力を無にする可能性を孕んでいる。市町村プランに対する県や他市町村等の意見提出によっては、独自性が失われかねない。	<p>この条例は、1の市町村の区域を超えてまちづくりに影響を与える大規模集客施設の立地について、市町村の地域の実情に応じた立地を図る観点から手続を定めるものです。</p> <p>このため、大規模集客施設の立地に関する県の意見を事業者に述べる場合には、事前に関係する市町村の長及び住民等に対し意見聴取を行い、それらの意見に十分配慮することとします。</p> <p>また、立地誘導・立地抑制のゾーニングについては、市町村が自ら策定する市町村プランによる地区設定を基本に広域の見地から必要に応じて調整を図るものであり、まちづくりの主体である市町村の独自性に十分配慮した制度としています。</p>	V
3	地域貢献についても、民間企業の自主努力を無視すべきではなく、市町村	地域貢献は、事業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主	V

	<p>独自の地域貢献制度の確立によって担保できるものとする。</p>	<p>体的に行うべきものと考えています。</p> <p>大規模集客施設については、1の市町村だけでなく、複数の市町村のまちづくりに影響を与えることがあり得るため、県が地域貢献として期待する内容を例示した指針を提示することが市町村及び事業者にとっても有益と考えます。</p> <p>さらに、市町村がこの条例とは別に自らの判断により地域貢献に関する制度を設けることは当該市町村の裁量に委ねられるものであり、条例においてそれを妨げるものではありません。</p>	
4	<p>今後、別に定める「地域貢献ガイドライン」策定の際には、市町村の意向を聴いて欲しい。</p>	<p>「地域貢献ガイドライン」の策定に当たっては、市町村に対し意見聴取を行いたいと思います。</p>	I
5	<p>全体的に、中心市街地の問題を商業の問題だけに矮小化している感がある。中心市街地の活性化は、まちなか居住、生活関連サービスの確保、郊外部と中心市街地が共存できる産業戦略の構築等市町村の総合的な努力によってなすべき問題であり、この条例の施行を受け進められる過度な関与によって画一的に図られるべきではないと考える。</p>	<p>中心市街地の衰退は、まちの郊外化、厳しい小売業全体の状況、大型店の郊外出店の増加等の様々な要因が複合した結果であり、大規模集客施設の立地の誘導・抑制を行えば、即、中心市街地の活性化が図られるわけではないものと考えます。</p> <p>中心市街地のにぎわい回復のためには、それぞれの地域が、関係者等の連携の強化及び意識の醸成を図り、地域の特性を踏まえたにぎわいのあるまちづくりを行うことが重要であり、地域にとって必要な立地調整や中心市街地の活性化の取組を推進するということがこの条例の基本となる考え方です。</p> <p>そして、そのことが県内各地の中心市街地の活性化及びにぎわいの回復につながるものと考えます。</p>	V

<第1 前文>

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	<p>「コンパクトなまちづくり」を「コンパクト（景観・美観地区条例併用）なまちづくり」に変更することにより、中心市街地の活性化を加速させ、商業機能の強化に資するとともに、同時に様々な来訪者等の多様な志向等に応じた対応が可能となる。</p>	<p>県が目指すべき「コンパクトなまちづくり」については、今後とも多様な観点からの検討が必要と考えますが、商業機能等の都市機能の強化が先決であり、景観・美観等についても今後検討すべき課題であると考えます。</p>	IV
2	<p>市街地の活性化には、まず、そこに住む人達の誰もが安心して暮らせる、暮らしやすい居住空間や文化・資源が生かされた営み、温かいコミュニケーションにあふれる人間味のある地域づくりが前提にならなければならない。そのためには、高齢者、障害者、子供等が日常の食料品・必需品を歩いて買える商店街や特徴的な中小小売店、病院、学校、福祉等の公共・公益施設、歴史的・文化的な街並み・景観等が備わり、誰にとっても魅力ある「まち」が必要だと思う。</p> <p>前文の「商業機能のみならず、都市機能…を高めること」について、中心市街地に大規模集客施設や大型小売店舗を呼び込み、高層ビル・マンションやホテルの林立を許容し、地域の商店街や中小商店の衰退を一層加速し、地域住民、とりわけ社会的弱者が住み続けることが困難な「まち」になることを懸念させるため、「商店・商店街等の小売商業機能、公共・福祉機能…を高めること」に改めるべきである。</p>	<p>これまで中心市街地が地域において果たしてきた役割により、中心市街地が有する都市機能、居住機能、コミュニティとしての機能等を高め、機能的で利便性が高く、地域の核として人々が集う魅力ある中心市街地を形成することにより「コンパクトなまちづくり」を推進することが、高齢者や障害者の方々も含めた県民の豊かで快適な生活の将来にわたる享受につながるものと考えます。</p>	V
3	<p>前文中「自動車に過度に依存しない生活の実現を目指し」とあるが、その解決策を郊外型特定施設の立地規制という手</p>	<p>「自動車に過度に依存しない生活の実現」のためには、中心市街地への商業機能を始めとする都市機能の</p>	IV

<p>段のみに矮小化している感がある。中心市街地活性化を目的とした場合、公共交通機関の充実策等を併せて考察する必要がある。しかし、それらは市町村の財政力だけでは賄い切れないものが大半であるため、それら有効な手段に対しての県の実質的な支援を要望する。</p>	<p>集約が課題であり、その対応策の1つとして、大規模集客施設の適正立地が必要と考えます。</p> <p>また、それとともに公共交通機関の利便性の向上も必要であり、周辺地域の住民も多様な都市機能に円滑にアクセスできるまちづくりに向け、高齢者等の自動車利用者以外の方も利用でき、環境負荷の軽減にも寄与する鉄道やバス等の公共交通機関による中心市街地へのアクセスの利便性や中心市街地内の利便性の向上を図ることが重要と考えます。</p> <p>このため、県では市町村のこれらの先進的でモデル的な取組に対しての支援を検討したいと考えています。</p> <p>なお、平成19年度予算において市町村が行うモデル的な取組の検討に対する支援策を創設したところです。</p>
--	---

<第2 目的>

No.	県民意見等	県の対応	反映状況
1	<p>長岡駅周辺でマンションが建ち並んでいるが、住居機能のほかに、郵便局やコンビニが立地した多機能なマンションが必要ではないか。</p>	<p>条例に基づき、中心市街地の活性化に関する各種施策の展開等により、中心市街地が有する都市機能、居住機能、コミュニティとしての機能等を高め、機能的で利便性が高く、地域の核として人々が集う魅力ある中心市街地を形成することが必要と考えます。</p>	Ⅲ
2	<p>市町村の責務や役割が明記されていないが、この条例では市町村プランの策定や新設等の届出に対する市町村への意見聴取が盛り込まれていることから、県、事業者、県民に責務に加え市町村の責務</p>	<p>この条例における市町村の役割は非常に重要と考えます。</p> <p>しかしながら、県と市町村は対等・協力の関係にあり、さらに地域のまちづくりの主体は市町村であるため、</p>	Ⅴ

や役割を明記すべきと考える。	その独自性、主体性を尊重すべきと考え、市町村の責務等に関する規定は、県の条例ではあえて設けないことが適当と考えます。
----------------	--

<第3 条例で使用する主な用語の定義>

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	<p>県民が望んでいる「まち」は、地域住民が将来にわたって豊かで快適な生活が続けられる社会的機能が備わったまちであり、住民の日常生活に欠かせない中小の商店、病院、福祉施設が備わり、文化的な営みができ、地域のコミュニティが確保され、住民同士の明るい会話が絶えない、心いやされるまちであり、大型店や高層マンションが建ち並び、ネオンがキラキラした「にぎわい」のあるまちではない。</p> <p>新潟県が条例を通じて目指す街の姿が、そこに住んでいる県民の思いをそっちのけにした開発型のものにならないようにすることが大切である。</p> <p>歴史や文化が大切にされ、そこに行くとき心もいやされる、地域住民が住み続けられ、住み続けたいと思うまちづくりに社会的な役割を果たさせる民主的なルールとしての条例が求められており、条例の名称も「県民が豊かで快適な暮らしが続けられるまちづくりの推進に関する条例」とした方が良いと思う。</p>	<p>県では、これまで中心市街地が長い歴史の中で「まちの顔」として地域において果たしてきた役割により、まちなか居住の促進や都市機能の集積を図りながら、高齢者等に配慮し、居住者や訪問者の多様なニーズに対応できるにぎわいのある中心市街地を形成することが必要と考えています。</p> <p>中心市街地が有する都市機能、居住機能、コミュニティとしての機能等を高め、機能的で利便性が高く、地域の核として人々が集う魅力ある中心市街地を形成することにより「コンパクトなまちづくり」を推進することが、県民の豊かで快適な生活の将来にわたる享受につながるものと考えます。</p>	V
2	<p>床面積1万㎡以下の集客施設であっても小売店舗面積3,000㎡を超える大規模集客施設は多く存在し、地域のまちづくりや地元商店街に深刻な影響を及ぼしている場合もあるので、規制対象を「小売</p>	<p>適正立地の対象となる集客施設の面積は、県が設置した外部有識者による「中心市街地活性化検討委員会」での最終報告を受けて設定したものです。</p>	V

	店舗面積3,000㎡を超える大型店や集客施設」とすべきである。	最終報告では、対象面積は市町村が必要に応じ独自の制限を行うことを前提とした考え方を基本としており、地域のまちづくりの主体である市町村が独自条例等により地域の実情に応じて、より厳しい面積設定を行うことは、市町村の裁量に委ねられるものと考えております。	
3	特定施設・特定集客施設について、①一つの敷地に複数店舗が立地している複合施設では1店舗では床面積1万㎡を超えなくとも複数店舗を合計した場合に床面積1万㎡を超える場合、②一つの敷地内の施設の合計が床面積1万㎡を超えなくとも遊歩道等を挟んで隣接している店舗の床面積を合計すると1万㎡を超える場合、③新設届出後時間をおいて再度新設届出を行い合計で床面積1万㎡を超える場合等の様々な「抜け道」が想定されるため、床面積・店舗面積について適正な方針により明確に規定して欲しい。	特定施設及び特定集客施設の定義については、条例の目的、建築物の立地の現状等を踏まえ、条例及び規則に必要な規定を設けます。	I
4	特定施設の定義に関し、「実質的に一体の機能を有する複数棟で構成される施設」も対象とあるが、同一敷地内（筆）ではなく、公道（私道を寄贈したものも含む。）を挟んで複数の施設を立地するといういわば脱法的な出店も想定されるので、これらの手法をとられないようにより明確な表現や例示を持って規制すべきと考える。	特定施設の定義については、条例の目的、建築物の立地の現状等を踏まえた上で明確な内容とし、条例及び規則に必要な規定を設けます。	I
5	適正立地の対象となる特定施設について、実質的に一体の機能を有する複数棟について明確にされたい。	特定施設の定義については、条例の目的、建築物の立地の現状等を踏まえた上で明確な内容とし、条例及び規則に必要な規定を設けます。	I
6	建築基準法では1敷地1建物の原則により、敷地ごとに建築物の用途、密度、形態等の規制を行っている。第3の1の	条例の素案の第3の1の「(実質的に一体の機能を有する複数の棟で構成される建築物を含む。）」について	II

	「(実質的に一体の機能を有する複数の棟で構成される建築物を含む。)」の内容は、建築基準法の敷地の定義（政令第1条第1号）とリンクしていると解釈しているのか。	は、建築基準法の敷地の定義を基本としながら、条例の目的、建築物の立地の現状等を踏まえ、条例及び規則に必要な規定を設けます。	
7	「小売業を営む者が」という表現が「にぎわいのまちづくり＝小売業の振興（商業の問題）」だけに矮小化している感がある。むしろ、別添4の「VI 地域貢献のガイドライン」に示す内容や項目を条文にも明記しても良いのではないか。	<p>様々な都市機能の中心市街地への集約化を推進するためには、大型店だけを対象とした制度では目的を達成できないため、対象を大型店に限定することなく、1の市町村の区域を超えて周辺の市町村にも影響を及ぼす大規模集客施設を対象としました。</p> <p>また、大規模集客施設の中でも小売業を営む大型店は、住民の日常生活に密接な関わりを有し、地域経済やまちづくりに及ぼす影響が大きい。ため、地域貢献の対象として「小売業を営む者」に関する規定を設けています。</p> <p>さらに、地域貢献は、事業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に行うものであり、県が地域貢献として期待する内容を例示した指針を提示し、地域貢献としてどのような対応を行うか等については事業者に委ねることが適切と考えます。</p>	V

<第4 県等の責務>

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	県民が「県の施策に対し協力する責務」は、県民の意に沿わない計画でも条例に基づいて要求されることになりかねないので、削除すべきである。	県民の責務は、県民の希望されるにぎわいのあるまちづくりの推進に当たり、県民一人一人の取組が極めて重要であるため、その協力を要請	V

		<p>するものです。</p> <p>県民の意に沿わない計画を条例により要求するものではありません。</p>	
2	<p>市町村の責務や役割が明記されていないが、この条例では市町村プランの策定や新設等の届出に対する市町村への意見聴取が盛り込まれていることから、県、事業者、県民に責務に加え市町村の責務や役割を明記すべきと考える。</p>	<p>この条例における市町村の役割は非常に重要と考えます。</p> <p>しかしながら、県と市町村は対等・協力の関係にあり、さらに地域のまちづくりの主体は市町村であるため、その独自性、主体性を尊重すべきと考え、市町村の責務等に関する規定は、県の条例ではあえて設けないことが適当と考えます。</p>	V

<第5 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する方針>

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	<p>「市町村プラン」は、その地域の特性・特徴を生かし、歴史的・文化的な資源の活用が不可欠であり、その地域住民の生活・交通、地元商店街・小売店の立地状況等との関連性を考慮して、商業振興と土地利用の計画を加味して作成することが重要である。</p>	<p>市町村プランは、市町村が目指すにぎわいのあるまちづくりの推進の観点から、県及び市町村が作成した土地利用関係計画との適合性を図りながら作成することが適当と考えます。</p>	V
2	<p>大規模集客施設・大型店の出店・撤退がその地域にどのような影響を及ぼすのか、住民生活がどのように変化するかについて、地元住民が意見を述べ、その意見を十分に聴き、反映される「市町村プラン」の策定をルールとして条文化すべきである。</p>	<p>市町村プランは、地域のまちづくりの主体である市町村が作成することとします。</p> <p>そして、その作成方法については条例で一律に規定するのではなく、作成の方法、作成に当たっての住民の意見の集約及び市町村プランへの反映の方法に関しては、市町村自らの判断に委ねることが適当と考えます。</p>	V
3	<p>県が定める基本方針策定の際には、市町村長の意見を聴くことを条例に規定する必要があるのではないかと。市町村が意</p>	<p>県の責務（条例の素案の第4の1の(1)）として市町村との連携を規定しており、基本方針の作成に当たっ</p>	V

	見を言うことができるという担保が条文からは読み取れない。第4の1「県の責務」の(2)で「市町村と緊密な連携を図るとともに～」とあるが、その意味においてもこの素案の検討も見直すとともに、今後、適切な検討が進められるよう「基本方針策定の際には、市町村長の意見を聴く」ことを明記すべきと考える。	でも必要な対応を行うことにしたいと思います。	
4	市町村プラン策定の際には、県を始め他市町村等の意見によっては当初プランを策定・変更しなければならない旨の条文が明記されている。各市町村が作成する市町村プランに意見を求めるとすれば、広域の見地からとは言え、県内の市町村に意見を求めるのは、広すぎると考える。隣接市町村のみとすべきである。そもそも、他市町村、県にぎわいのあるまちづくり審議会、県等の意見により、市町村プランに影響を及ぼすのであれば、基本方針の素案の2の(1)のアに記載のある「まちづくりの主体である市町村の意見を尊重する観点からは、～（誘導地区）に設定することができることとする」と相反するケースも考えられるので、市町村の裁量を損ねるような過度な関与は地方分権やまちづくりの主旨に反するものと思われる。	市町村プランの策定に当たっての市町村の意見については、ご意見のとおり、当該市町村のまちづくりを踏まえた大規模集客施設の立地誘導地区・立地抑制地区の設定により影響が生ずることが見込まれる市町村に対して意見聴取を行うことが適切と考えます。 したがって、その範囲については市町村プランを策定しようとする市町村に隣接する市町村及び大規模集客施設の立地により影響が生ずることが予測される市町村とすることにします。	II
5	知事は市町村プランの公表を行うだけであるが、市町村プランを遂行する上で支援、指導等の項目が必要ではないか。	県の責務（条例の素案の第4の1の(3)）として市町村への必要な協力を規定しており、市町村プランの遂行についても市町村の主体性を尊重した上で必要な協力を行うこととしております。	III
6	市町村プランの中で、改正中心市街地活性化法に基づく基本計画との関係について記載する必要はないのか。	市町村プランにおいて市町村が中心市街地のにぎわい回復のために実施する方策を明らかにする中で、改正中心市街地活性化法に基づく基本	III

		計画に関して記載することが適当と考えます。	
7	市町村における大型店の進出状況によっては、準工業地域においても立地を誘導すべきエリアと抑制すべきエリアの区分が発生することも考えられるため、市町村プランの策定に関し、年度をまたぐことも勘案した上で、条例の施行までに十分な期間を設けて欲しい。	条例の施行に当たっては、大規模集客施設の適正立地等の施策展開の緊急性等を勘案しつつ、可能な限り準備作業等に必要な期間を確保するよう対応したいと考えます。	II
8	市町村プランの策定以外に立地の抑制、誘導が可能となる手法は考えられないか。(例として市町村の条例、規則等で対応はできないか。)	この条例により立地の誘導・抑制を行うための手法は、基本方針のほかは、市町村プランのみとなります。 この条例とは別に市町村の条例により、より厳しい面積基準により立地調整等を行うことは可能です。	V

<第6 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策>

(特定施設の適正立地)

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	まちづくりの主体は住民であり、例えば大型商業施設が出店する場合、その出店がまちづくりの観点からどうかという検討について住民も参加する形で、市町村単位で行われることが必要である。	特定施設の適正立地については、事業者に対し住民等を対象とした説明会を義務付けるとともに、県の意見の陳述に当たり住民等に対し意見聴取を行う制度としています。	III
2	大規模集客施設の設置者に事前に一定の届出をさせ、まちづくりについての考え方、地域貢献計画等を提出させ、その内容について大型店であれば商圈として地域の住民にその内容を徹底することを義務付ける等、具体的な規定が必要である。	特定施設の立地に当たって、設置者に必要な届出を義務付けるとともに、住民等を対象とする説明会の開催を義務付けています。	III
3	形式だけの条例にしないためにも、市町村と関係住民の組織も含めて「出店に当たっての協定」を結ぶことを制度の前提にする等、まちづくりの主役である「地	特定施設の適正立地については、事業者に対し住民等を対象とした説明会を義務付けるとともに、県の意見の陳述に当たり住民等に対し意見	III

	域住民」を真ん中に据えた条例にすべきである。	聴取を行う制度としています。 なお、市町村の主体的な判断により、出店に当たって退店時の対応等について設置者と市町村とが協定を締結すること等は、可能です。	
4	大きな資本で大規模集客施設や大型店の設置者がその地域の歴史や文化を踏みにじって進出し「自分さえ良ければ」という行為をすることが、地域の衰退の大きな要因となっていることを踏まえた条例にすることが必要である。	この条例は、まちづくりに大きな影響を与える大規模集客施設の適正立地を図ること等を通じ「にぎわいのあるまちづくり」を推進することにより、県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受することを目的としています。	V
5	大型店舗や大規模集客施設の出店は、周辺の市町村のまちづくり等にも影響するが、新設届出者等が隣接市町村において説明会を開催する場合を「必要があると認めるとき」とするのは、その開催を新設届出者の任意とし、隣接市町村の住民がその開催を求めても恣意的に開催しないおそれを生ずることから「隣接市町村やその住民等が必要があると求めるとき」とすべきである。	事業者に対し隣接市町村及び指定市町村のすべてに対して説明会を義務付けることは、事業者にとって必要以上の負担となることがあり得ます。 このため、立地市町村での説明会の開催を義務付け、それ以外の市町村については、地元との合意形成に対する事業者の主体性を尊重することが適当と考えます。	V
6	新設届出者等が説明会を開催する場所として指定市町村が必要か。届出は立地市町村と隣接市町村に送付されることから、説明会の開催も立地市町村と隣接市町村のみで良いのではないか。	大規模集客施設の立地箇所、規模等によっては、立地市町村及び隣接市町村だけではなく、影響があると思われる指定市町村についても説明会を開催することが必要な場合があり得るため、説明会を開催する場所に指定市町村を加えたものです。	V
7	新設届出者等の届出に関し、指定市町村に対して、意見を求める必要があるのか。	大規模集客施設の立地箇所、規模等によっては、立地市町村及び隣接市町村だけではなく、それ以外の市町村に影響が生ずることも考えられます。 したがって、影響があると思われる指定市町村に対し意見聴取を行うことが必要な場合があり得るため、	V

		指定市町村にも意見を求めることとしたものです。	
8	「実質的に一体の機能を有する複数棟で構成される施設」も届出対象施設に含まれるということであるが、新潟県中心市街地活性化検討委員会の報告内容も踏まえ、複数棟の範囲について、早急に検討し、明らかにして欲しい。	「実質的に一体の機能を有する複数棟で構成される施設」については、規則でその範囲等に関し必要な規定を設けます。	I
9	「条例施行時に特定施設に相当する面積を有する施設」が、床面積等の増加によりこの条例による届出を1回した後、更に床面積等の増加をした場合、再度届出が必要となるが、この条例による届出を1回しているのであるから、その増加面積が一定面積以下なら届出不要とする規定（大規模小売店舗立地法施行規則第7条第1項第4号と同様な規定）を設けることを検討すべきではないか。	床面積等の増加による影響が生ずることが考えられるため、2回目以降であっても床面積等の増加があった場合は、届出を行わなければならないこととします。	V
10	この条例により開催すべき説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第1項による地元説明会と兼ねて開催しても良いのか。	この条例による説明会と大規模小売店舗立地法による地元説明会を兼ねることは可能です。 しかしながら、条例又は同法で規定されている説明会の開催時期との関係に注意する必要があります。	III

(地域貢献)

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	大型商業施設の設置者に出店に当たってのきちんとした渋滞対策等を講じさせ、道路拡幅等が求められる場合の費用負担等を求めること等は、「地域住民の暮らしを守る」立場に立てば当然のことである。	大型商業施設の交通対策は、別途大規模小売店舗立地法で調整事項としています。	V
2	地域貢献としてその地域でどのようなことが求められるかについては、その地	大型店の立地は、周辺での交通渋滞の発生等の周辺環境への影響だけ	V

	<p>域で地域の経済を支え、生活者として暮らしている住民が何を求めているかであり、地域貢献としてどのようなことができるのかについて、その地域の中小商工業者を含む地域住民との間の合意形成を前提とするとともに、その合意に基づく地域貢献の実施状況を定期的に検証する話し合いを義務付ける必要がある。</p>	<p>でなく、地域経済やまちづくりにも大きな影響を及ぼすため、地域活動への協力、撤退時の対応等の地域貢献に取り組む必要があります。</p> <p>地域貢献は、事業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に行うものであり、県が地域貢献として期待する内容を例示した指針を提示し、実施する地域貢献の内容は事業者に委ねることが適当と考えます。</p> <p>事業者と地域住民が合意により話し合いをすることを妨げるものではありません。</p> <p>なお、地域貢献の実施状況については、定期的な報告を求めることとしています。</p>	
3	<p>大型店の出店者・設置者は自らの「社会的責任」を自覚して経済活動を行うべきであり、地域の中小業者ともお互いに切磋琢磨して地域の住民のくらしの安定と魅力ある地域社会づくりに貢献するためのルールが必要であることから、出店・撤退に当たっても地域の中小業者を含む住民合意を前提にすることを明確にするべきである。</p>	<p>大型店の出店に関し、既存商業者への影響によって立地の可否を判断することは、大規模小売店舗立地法第13条で禁止されている地域的な商業の需給調整に該当する可能性があり適当ではないと考えられます。</p> <p>この条例においては、にぎわいのあるまちづくりの観点から適正立地を行うこととし、公平性、透明性を確保する観点から、あらかじめ立地を誘導する地域等を明らかにするゾーニング手法により立地調整を行うこととしています。</p>	V
4	<p>地域貢献計画の策定に当たり、その地域の住民や商業者からの意見や要望を反映させることを義務付けることが文字どおり「地域貢献」に値するものと思われる。企業は地域に対する社会的責任を持っており、大型店の勝手な出店や撤退が地域に与える影響は大きいことから、地</p>	<p>地域貢献は、事業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に行うものであり、県が地域貢献として期待する内容を例示した指針を提示し、実施する地域貢献の内容は事業者に委ねることが適当と考えます。</p>	V

	域の住民生活や住民合意に配慮すべきである。		
5	地域貢献計画の提出やその実施状況の報告の対象を一定規模以上の集客施設の小売業者のみに限定しており、地域貢献計画の提出等を課すことにより、(一定規模の)小売業のみをターゲットに立地規制を行うことを意図した条例を策定しようとしており、至って遺憾に思う。	一定規模以上の小売施設は集客施設の中でも特に地域経済やまちづくりへの影響が大きいいため、小売業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に地域貢献に取り組む必要があるものと考えます。 また、地域貢献の実施に当たっては、小売業者が地域の一員としてその地域のまちづくりに参画することが必要であるため、市町村や住民等に対して広く理解を求める見地から、地域貢献の内容等について明らかにすることが適当と考えます。 このため、この条例では事業者の自主性・主体性を尊重した上で一定規模以上の小売施設の設置者に地域貢献計画等の提出を義務付けるものであり、小売業のみをターゲットに立地規制を行う意図はありません。	V
6	地域貢献又は社会貢献活動というものを「小売業」という一部の業種に限定していることや「床面積及び店舗面積」という面積基準で線引きをして要請する考え方に対して大きな疑問を感じる。	一定規模以上の小売施設は集客施設の中でも特に地域経済やまちづくりへの影響が大きいいため、小売業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に地域貢献に取り組む必要があるものと考えます。	V
7	一定規模以上の店舗を新設する小売業者や現に店舗を設置している小売業者に対し、3事業年度分を1期間として地域貢献計画を作成させ、知事に提出させた上で毎事業年度ごとに知事に報告することを義務付ける行為は、国土交通省の都市計画法等に係る運用指針・技術的助言及び大規模小売店舗立地法に係る指針の内容からも行き過ぎた措置であり、新潟県内の既存の競合する店舗(小売業)と	一定規模以上の小売施設は集客施設の中でも特に住民の日常生活に密接な関わりを有し、地域経済やまちづくりへの影響が大きいいため、小売業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に地域貢献に取り組む必要があるものと考え、その手続を制度化したものです。 なお、県では地域貢献の指針を提示することとしておりますが、地域	V

	の競争を抑制する需給調整や地元小売店舗の既得権擁護になり得るものと考ええる。	貢献計画の作成に当たり、地域貢献としてどのような取組を行うかについては事業者に委ねており、需給調整や既得権擁護には該当しないものと考えます。	
8	地域貢献計画の提出と実施状況の報告を義務付けているが、計画と実績の進捗・達成度合を検証することが規定されていない。この検証については審議会の審議課題とし、計画と実績の乖離がある場合、審議会の決議により、知事からの指導、勧告を行うことを明記されたい。	地域貢献は、事業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に行うものであり、県が地域貢献として期待する内容を例示した指針を提示し、実施計画やその検証等の地域貢献としてどのような対応を行うか等については事業者に委ねることが適当と考えます。	V
9	地域貢献全般について言えることだが、特に地域貢献を必要とするのは立地箇所となる市町村であり、地域貢献計画は、本来、特定施設を設置する者が、その立地市町村長に提出し、合意形成を図れば良いのであって、県に提出する必要性が極めて薄いように思われる。	地域貢献は、事業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に行うものと考えます。 一定規模を超える大型店については立地市町村のまちづくりのみならず複数の市町村のまちづくりに影響することから、県が地域貢献として期待する内容を例示した指針を提示した上で提出を求め、公表することが立地市町村、隣接市町村、影響のある市町村及び事業者にとって必要であるものと考えます。	V
10	特定集客施設の新設や増築の場合に限らず、既存施設（営業を取り止めているものを含む。）の地域貢献も求めるべきと考える。	条例では、既存施設についても撤退時の対応等を含め地域貢献を求めることとしています。 なお、既に営業を取り止め、事業活動等により地域のまちづくりに影響を与えていない事業者に対しては原則として地域貢献を求める必要はないものと考えます。	III V
11	地域貢献計画の内容は、市町村のまちづくりや地域住民の生活にとって大きく関わりがあると考えられるので、計画の作成・届出・公表に当たっては、市町村	地域貢献は、事業者の社会的責任の一環として、当該事業者が自主的・主体的に行うものであり、県が地域貢献として期待する内容を例示し	V

<p>や住民の意見を聴くプロセスを設けるべきと考える。</p>	<p>た指針を提示し、地域貢献としてどのような対応を行うかについては事業者に委ねることが適当と考えます。</p> <p>なお、特定施設の新設に関しては、適正立地に関する市町村等の意見聴取の際及び事業者による説明会の際に、地域貢献に関する意見聴取を行う仕組みとしています。</p>	<p>III</p>
---------------------------------	---	------------

<第7 新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会>

No.	県民意見等	県の対応	反映状況
1	<p>審議会の構成員を学識経験者に限定しないで中小商工業者や住民代表も含めるべきである。</p>	<p>審議会の担当事務がまちづくりに関する専門的な観点からの審議となることが予測されるため、構成員としては学識経験者を中心に、県民のご意見を踏まえて知事が適当と認める者を任命することとします。</p>	<p>V</p>
2	<p>市町村、政令市の区単位でも審議会を設置し、該当する事例が生じた場合に、地域住民が住み続け、住んで良かったと思えるまちづくりの立場での審議が行われるようにすべきである。</p>	<p>この条例による審議会は、1市町村に留まらない広域の見地からにぎわいのあるまちづくりの推進に関する審議を行うものであり、県に設置することが適当と考えます。</p> <p>市町村が市町村、政令市の区単位でまちづくりに関しての話し合いを行うことを妨げるものではありません。</p>	<p>V</p>
3	<p>審議会において広く県民の声や地域の実態等を反映させ、県の意見等を構築していくため、委員の一定数を一般公募により地域の住民から募るようにすべきである。</p>	<p>審議会の担当事務がまちづくりに関する専門的な観点からの審議となることが予測されるため、構成員としては学識経験者を中心に、県民のご意見を踏まえて知事が適当と認める者を任命することとします。</p>	<p>V</p>

<第9 附則>

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	抑制地域に立地する既存の特定施設の増築、改築に対する県の方針（増築を認める、認めない、市町村判断に委ねる等）を示していただきたい。一定の方針が示されないと設置者は当該施設の増改築がまちづくりにとってどのような位置付けとなるのかが分からず困惑することが懸念される。	抑制地域に立地する既存の特定施設の増築に関しては、立地に係る届出の対象とし、関係する市町村の長及び住民等の意見を踏まえ、県が広域の見地により意見を述べることであります。	V

<その他>

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	この条例は、郊外への大型店舗立地を規制するものであるが、中心市街地の衰退は、郊外型大規模集客施設の立地を制限したからといって、止まるものではないと考えられる。新潟県として中心市街地の活性化に必要な支援メニューの創設を検討していただきたい。	<p>大型店の立地の誘導・抑制を行えば、即、中心市街地や商店街の活性化が図られるわけではないと考ええます。</p> <p>中心市街地のにぎわい回復のためには、市町村、まちづくり関係者や商店街等がこれまで以上に努力する必要があると考えます。</p> <p>中心市街地のにぎわい回復の方策は、地域に最も身近な市町村が主体となり、地域の関係者と連携を図りながら、都市機能の集約、地域コミュニティとの連携等のまちづくりの視点から取り組む必要があると考えます。</p> <p>一方、県では、先進的でモデル的な取組の推進と県内地域への波及等の広域的な観点から県としての役割を踏まえた支援策の実施が必要と考え、平成19年度予算において市町村</p>	V

が行うモデル的な取組に対する支援策を創設したところです。